

登 校 許 可 証

都立桐ヶ丘高等学校 年次 ____ ホーム ____ 番 氏名 _____

上記の者は、疾患名： _____ のため、

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで、
治療および自宅での療養が必要でしたが、感染の恐れがなくなりましたので、
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名称

住所

電話

医師名

印

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点で H5N1 及び H7N9。
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症【溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、A型肝炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）※など】	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18 条）

※ 感染性胃腸炎・ノロウイルス（等）感染症以外の疾患名（急性胃腸炎 等）では、出席停止になりません。

感染の恐れがあることがわかるような疾患名を、必ず証明書に記載してもらってください。

生徒→担任→保健室